

# 国庫補助金の定率補助率算定のための 課税標準額調査(所得調査)の実施について

国民健康保険組合の療養給付費等に対する国庫補助金の定率補助率の算定に当たっては、加入されている被保険者の方々の地方税法の規定による市町村民税の課税標準額により算定されることが、「国民健康保険の国庫負担金等に関する算定政令」等により定められています。

この調査は3年に一度実施されることになっており、令和4年度に実施されます。

調査対象となる組合員及びご家族の方々には趣旨をご理解賜りますようお願いいたします。

なお、調査方法等については下記の通りです。

## 調査方法

マイナンバーを活用した情報連携により実施

※当組合で収集・管理している皆様のマイナンバーを使用いたしますので、所得不明者等を除き、個々に所得書類の提出を求めることはありません。

## 調査対象者

令和4年5月1日現在の組合員名簿に基づき、要綱で定められた抽出率で抽出された組合員とその家族